食品トレーサビリティについて

平成25年6月

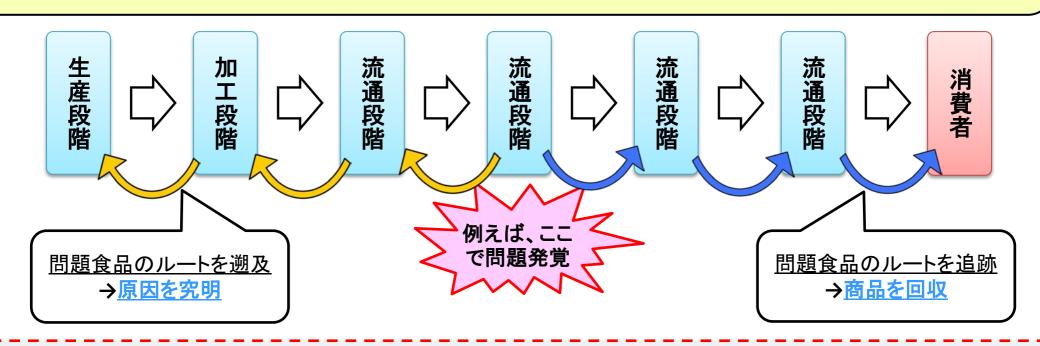
農林水産省

目 次

1.	食品のトレーサビリティについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	食品事業者の食品トレーサビリティの取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3.	外国における食品トレーサビリティについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4.	我が国におけるトレーサビリティ制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
5.	我が国における食品トレーサビリティの位置付けについて・・・・・	5
6.	食品トレーサビリティに関する消費者(国民)の意識について・・・	6
7.	食品トレーサビリティの取組状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
8.	食品トレーサビリティの取組の促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
9.	食品トレーサビリティの取組事例について ・・・・・・・・・ 1	l C

1. 食品のトレーサビリティについて

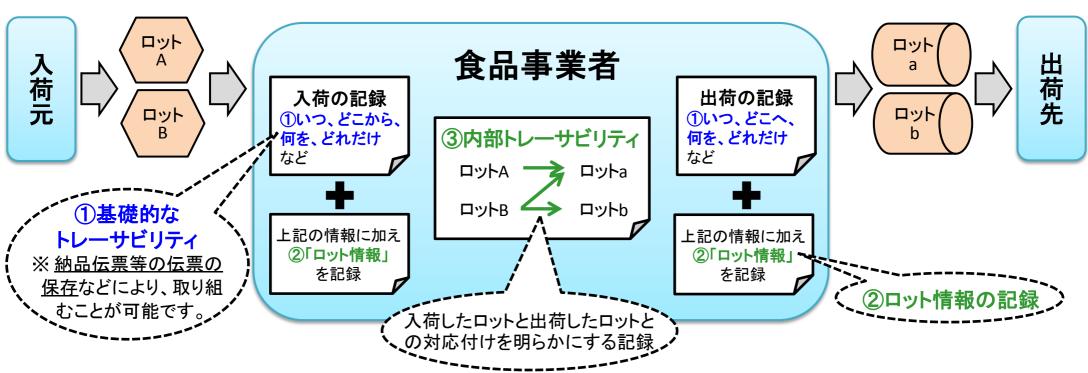
- 国際的には、食品のトレーサビリティは、「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、食品の移動を把握すること」と定義されています(コーデックス2004)。
- 具体的には、食品の移動ルートを把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で商品の入荷と出荷に関する記録等を作成・保存しておくことです。
- 食品事故等の問題があったときに、食品の移動ルートを書類等で特定し、遡及・追跡して、原因究明 や商品回収等を円滑に行えるようにする仕組みです。



(注) 食品のトレーサビリティの取組は、消費者の食品選択に役立つよう、食品をどのように生産・製造したか(例:農薬・ 肥料・飼料等の使用状況、原材料の原産地名などの情報)を表示等で情報提供する取組とは異なります。

2. 食品事業者の食品トレーサビリティの取組について

- 食品事業者による食品トレーサビリティの取組は様々であり、食品事業者の状況に応じて段階的に進めていくことが重要です。
- まずは、基礎的な取組として、「いつ、どこから(どこへ)、何を、どれだけ」の入荷・出荷の記録の作成・保存の取組があります。(「基礎的なトレーサビリティの取組」)
- より高度なトレーサビリティの取組については、食品事業者の状況に応じてできるだけ取り組んでいただくことが望ましく、内部トレーサビリティ、ロット情報の記録の作成・保存等の取組があります。(「高度なトレーサビリティの取組」)
- なお、フードチェーンの各段階の事業者が連携して取り組む食品トレーサビリティの取組(「チェーントレーサビリティの取組」)もあります。



3. 外国における食品トレーサビリティについて

○ EU、米国等では、食品全般を対象にトレーサビリティ制度を導入しています。

	E U ****	米国
根拠法	一般食品法(2005年施行)	バイオテロ法(2006年施行)
食品トレーサビリ ティ制度の概要	食品等の入荷元と出荷先を確認できることを食品事業者等に義務付け	食品等の入荷元と出荷先の確認に必要な記 録の作成・保存を食品事業者等に義務付け
記録事項	(最低限、保存することが望ましい情報) ・供給者、顧客の名称、所在地 ・製品の識別 ・取引又は配送日、必要な場合は時刻 ・数量	・食品の種類(商標名および特定の種類) ・数量、包装の種類 ・受取、発送日 ・供給元、受領者の名称、所在地、電話番号等 ・輸送者の名前、住所、電話番号等 ・製造、加工、梱包事業者については、情報があれば、ロット又はコード番号、その他の識別子 ・製品の全てのロットの各原料の出所を特定するための合理的に利用可能な情報(出荷時) 等
その他	食品一般を対象とするトレーサビリティ制度のほか、個別品目を対象とするトレーサビリティ制度(牛トレサ制度等)が存在	2011年に成立した食品安全強化法に基づき、食品の追跡能力の強化に向けたパイロットプロジェクトを実施中

4. 我が国におけるトレーサビリティ制度について

- 我が国では、トレーサビリティの法律として、米トレサ法、牛トレサ法が制定されています。
- 米トレサ法では米及び米加工品の入荷・出荷の記録の作成・保存を事業者に義務付ける一方、 牛トレサ法では牛一頭ごとに個体識別番号を付与して管理しています。

	米トレサ法 (米穀等の取引等に係る情報の記録及び 産地情報の伝達に関する法律)	牛トレサ法 (牛の個体識別のための情報の管理及び伝達 に関する特別措置法)
趣旨	食品としての安全性を欠くものの流通を防止する等の措置の実施の基礎とし、米穀等の所在や流通ルートを特定すること等	BSEのまん延を防止することを目的に、疾病発生時に患畜の同居牛や疑似患畜の所在や移動履歴を特定すること等
概要	・米及び米加工品の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録の作成・保存を事業者に義務付け・米及び米加工品の販売や提供の際に産地情報の伝達を事業者に義務付け	 ・牛の出生、譲受け、譲渡し等に係る情報について、 牛一頭ごとに個体識別番号を付与し、個体識別 台帳にこれを記録することにより管理 ・牛肉の販売の際に個体識別番号の表示を事業者 に義務付け

5. 我が国における食品トレーサビリティの位置付けについて

○ 食品トレーサビリティについては、食料・農業・農村基本計画及び米トレサ法附則において入出荷記録の 作成・保存の義務付け等について検討することとされています。

〇<u>食料·農業·農村基本計画(抜粋)</u>

(平成22年3月30日 閣議決定)

- 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に 講ずべき施策
- 1. 食料の安定供給の確保に関する施策
- (1) 食の安全と消費者の信頼の確保
- ② フードチェーンにおける取組の拡大
- エ 流通段階における取組

(前略) さらに、国民の健康保護、適正な流通や表示を目指す観点から、<u>米穀等以外の飲食料品についても、</u>米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、 入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検 討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講 じる。また、対応の遅れている農林漁業者や中小 食品産業事業者における取組の拡大を図る。

○<u>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の</u> <u>伝達に関する法律 附則(抜粋)</u>

(平成21年法律第26号)

(検討)

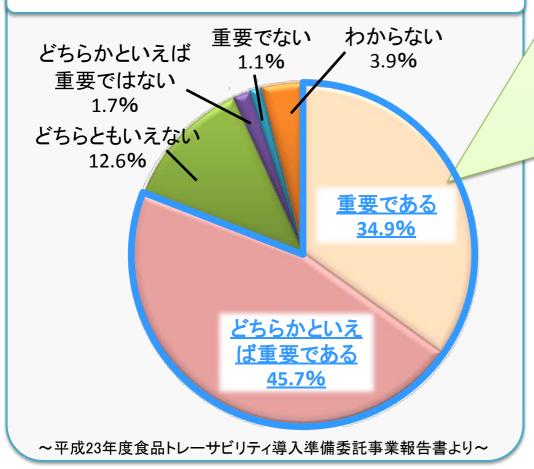
第五条

2 政府は、(中略)、国民の健康の保護、消費者の利益の増進並びに農業及びその関連産業の健全な発展を図る観点から、飲食料品について、この法律の実施状況を踏まえつつ、速やかに、仕入先、性入日、販売先、販売日等の取引等に係る基礎的な情報についての記録の作成及び保存並びに緊急時における国等への情報提供を義務付けることについて検討を加えるともに、加工食品について検討を加えるともに、加工食品について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6. 食品トレーサビリティに関する消費者(国民)の意識について

○ 調査回答者の8割以上が「食品のトレーサビリティを高める取組が食生活において重要である」と 認識しています。

問 「食品の追跡可能性(トレーサビリティ)」を高める 取組が生産の段階から小売・外食の段階まで広く行 われるようになることは、食生活において重要である と思いますか。1つ選択してください。



トレーサビリティが重要だと考える理由 (複数回答)

- ・食中毒等の食品事故が発生したときに、<u>食中毒等の原因の解明がより速やか</u>に行われるようになること (76.7%)
- ・食中毒等の食品事故が発生したときに、<u>問題のある</u> 食品の回収がより速やか</u>に行われるようになること (66.4%)
- ・食中毒等の食品事故が発生したときに、<u>責任の所在がより明確</u>になること (59.2%)
- 食生活に安心感が得られるようになること (54.2%)
- •<u>産地等の表示偽装</u>の疑惑が生じたときに、<u>記録に基づく事実の解明がより速やか</u>に行われるようになること(53.0%)